

報告第十九号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起
したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十三年九月二十七日

江戸川区長 多田正見

訴えの提起調書（総括表）

1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	1,471,675 円	1 件
合 計	1,471,675 円	1 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金

担当部課 福祉部福祉推進課

2

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	当事者
1	1,471,675 円	平成23年3月7日	東京地方裁判所 平成23年(ワ)第16672号	平成23年5月23日	昭和57年8月17日	2,000,000 円	原告 江戸川区 被告 柏市民 (連帯保証人)
計	1,471,675 円	/	/	/	/	/	/